

大監第31号
令和8年2月16日

大阪市監査委員	森	伊吹
同	森	恵一
同	大橋	一隆
同	土岐	恭生

住民監査請求について（通知）

令和8年1月19日付けであなたから提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、次のとおり通知します。

記

第1 請求の受付

本件請求の要旨は次のとおりである。

大阪市（西成区役所）は、令和6年度より「発展型学習支援事業」（以下、「本件事業」という。）を実施し、事業者との間で同事業に係る業務委託契約（以下、「本件契約」という。）を締結している。令和8年度も同様の内容により本件契約が締結される予定であり、公募手続が実施されている。

しかしながら、本件契約の締結とこれに基づく業務委託料の支出については、主として次のような違法又は不当事由がある。

- ・ 本件事業の事業目的と実施内容・成果指標（KPI）との整合性、効果検証可能性、対象設定、費用対効果の各点において重大な疑義を残したまま支出が継続されており、公金支出として合理性を欠く不当な支出であって、一部は違法評価の射程にもなり得る。
- ・ 本件契約において、募集人数が想定を大きく下回る状況が推定されるにもかかわらず、予定された人員配置等を理由に業務委託料の全額が支払われ得る構造になっているのであれば、支出を継続することは不当である。
- ・ 本件事業に係る公募手続において、その審査体制等に疑義があり、公正性及び透明性が確保されていないのであれば、是正要請相当であり、場合によっては違法評価の射程となる。
- ・ 現状のまでの本件事業の実施は、地域の教育機会を毀損するおそれがあり、不當である。

よって、令和6年度の本件契約に基づく支出額金 16,185,000 円及び令和7年度の本件契

約に基づく支出額金 23,176,000 円（合計額金 39,361,000 円）が大阪市に生ずる財産的損害となる他、令和 8 年度の本件契約の締結により想定される支出額金 23,176,000 円（令和 7 年度と同額）が大阪市に生じる蓋然性の高い財産的損害となる。

そこで、大阪市長に対し、現行の仕様等のまでの事業の継続や公金支出を行わないこと、本件契約において未履行部分等があるならば減額等の適切な財務上の措置を講じること、必要に応じて本件契約の条件等の見直しを行うこと等の措置を求める。

第2 判断

本件請求が、住民監査請求の要件を満たしているか検討した結果、下記のとおりの判断となった。

1 本件請求について

本件請求について、請求人は、本件契約の締結及びこれに基づく業務委託料の支出（以下「本件財務会計行為」という。）に関し、事業目的と実施内容・成果指標（KPI）との整合性、効果検証可能性、対象設定、費用対効果、並びに公募審査の公正性・透明性の各点において重大な疑義を残したまま継続されており、公金支出として合理性を欠く不当な支出に該当する可能性が高いこと、加えて、公募手続において審査体制や利益相反管理の不備が認められる場合には、公正性確保義務に反する違法評価に至り得ることを摘示し、大阪市に生じた損害を回復させる措置として、大阪市長に対し、現行の仕様のまでの事業の継続や公金支出を行わないこと、本件契約において未履行部分等があるならば減額等の適切な財務上の措置を講じること、必要に応じて本件事業の条件等の見直しを行うこと等の措置を求めている。

この点、地方自治法第 242 条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、大阪市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が「違法」として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

そこで、本件請求が、住民監査請求の上記要件を満たしているのかを検討した。

請求人は、第 1 に記載のとおり、大別すれば、①本件事業が、事業目的と実施内容・成果指標（KPI）との整合性、効果検証可能性、対象設定、費用対効果の各点において重大な疑義を残したまま継続されており、公金支出として合理性を欠くこと、②本件契約において募集人数が想定を大きく下回る状況が推定されるにもかかわらず、予定された人員配置等を理由に業務委託料の全額が支払われる構造になり得ること、③本件事業に係る公募手続において、その審査体制等に疑義があり、公正性及び透明性が確保されていない疑いがあること、④現状のまでの本件事業の実施は、地域の教育機会を毀損し得るものであることを、本件財務会計行為の違法又は不当事由として主張しているものと解される。

上記の各主張が、大阪市職員等の財務会計上の行為の違法又は不当事由を具体的に摘示するものといえるのかが問題となる。

まず、上記①について、請求人は、本件事業について、その創出理由（ニーズ認定）の根拠が不明確であること、「高校進学に資する学力向上」という事業目的に照らして小学校比率が高い現行仕様では因果経路（ロジックモデル）が成立せず、目的と手段が整合していないこと、独自テストや民間模試中心の成果指標（KPI）では客観的検証が困難であり、説明責任が空洞化していること、本件事業に伴う入塾テスト等の運用が本件事業の対象像である「成績中上位層」と乖離しており、事業目的が実体化していないこと等を主張している。

この点、請求人は、事業創出理由の根拠が不明確であるという点について、西成区役所に求めた根拠資料が住民監査請求時点において示されていないことを理由に、合理性の基礎を欠くまま支出がされていると指摘している。また、事業目的に照らして現行仕様が整合していないという点については、請求人が本件事業に係る企画提案書において論じたことを根拠としているものと解され、「現時点では仮説の域を出ない」とも記されている。さらに、独自テストや民間模試中心の成果指標（KPI）では客観的検証が困難であるという点についても、請求人が本件事業に係る企画提案書において論じたことや、質問書での指摘を根拠としていると解され、民間模試の活用と文部科学省通知の趣旨との関係性についても明確には示されていない。加えて、入塾テスト等の運用が本件事業の対象像と乖離しているという点についても、その「可能性を指摘した」と記されているに留まり、その他の具体的な事実は示されていない。

以上のように、上記の各主張は、その実質において、大阪市としての本件事業に係る事業目的の設定や事業設計の在り方等に対する請求人の考察、見解、仮説、並びに疑義を示すに留まるものと解される。

次に、上記②について、請求人は、本件契約において募集人数が想定を大きく下回る状況が推定されるにもかかわらず、予定された人員配置等を理由に業務委託料の全額が支払われる構造になり得るところ、仮にそうであるならば、実質的に支払を固定費化する、費用対効果を無視した不当な支払構造になっている旨を主張する。

しかしながら、業務委託料の支払が固定費化することが違法又は不当となる理由についての具体的な主張は見受けられない。

また、上記③について、請求人は、自身も応募した過去の関連事業に係る公募において、「類似事業の実績」の項目で既存事業者に慣例的に満点の評価点が付与されていること、加えて、本件事業に係る昨年度の公募に関し、隣接区の私立高校の入試広報室専門顧問が選定委員に含まれていたことを指摘し、公募審査における恣意的な既存事業者優位の評価運用や、利益相反の疑義があることから、公募手続の公正性・透明性に疑いがある旨を主張する。

この点、公募審査における既存事業者優位の評価運用について、請求人は、本件事業と異なる事業の公募において把握した事情を摘示しているが、その異なる事業で把握した事情がなぜ本件事業における公募の運用に影響を及ぼすのかについての具体的な主張は見受けられず、また、なぜ「類似事業の実績」の項目の点数のみを以て既存事業者を固定化する評価構

造につながるとしているのかについての具体的な記載も見受けられない。そして、請求人は、選定委員のうち1名が近隣地域の私立高校の入試広報に関与する者であったことを疑義の理由として摘示しているが、当該委員が選定に関与したことにより、いかなる利益相反の関係性が生じ、また、それにより、公募の公正性・透明性にいかなる疑いをもたらしたのか（或いはもたらし得るのか）等についての具体的な主張は見受けられない。

さらに、上記④について、請求人は、本件事業の設計、運用において、地域の教育資源への負荷を含めた合理的説明の観点を欠いており、地域において低価格で良質な教育サービスを提供してきた事業者を圧迫し、中長期的には地域の教育機会が毀損されるおそれがあることから、本件事業を現状のまま実施することは不当である旨を主張する。

しかしながら、上記主張も、上記①に係る主張と同様に、本件事業に係る事業目的の設定や事業設計の在り方、さらには、民間サービスとの役割分担等に対する請求人の考察、見解、仮説、並びに疑義を示すに留まるものと解される。

よって、請求人の主張はいずれも、大阪市職員等の財務会計上の行為の違法又は不当事由を具体的に摘示するものとは認められない。

したがって、本件請求においては、財務会計法規上の義務違反にあたる具体的事実の主張があったとは認められない。

2 結論

以上のことから、本件請求は地方自治法第242条の要件を満たしておらず、住民監査請求の対象とならないものと判断した。